

定 款

一般社団法人日本自動車購入協会

平成 26 年 3 月 26 日制定

平成 29 年 7 月 28 日改正

一般社団法人日本自動車購入協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本自動車購入協会と称する。
英文では、Japan Purchase Used Car Association と称し、英文略称では、JPUC（ジェイパック）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区西五反田八丁目4番15号グリーンデル
広小路ビルに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、この法人の会員である自動車販売又は自動車買取を行う事業者、
あるいは自動車販売又は自動車買取を行う事業者に顧客を紹介する事業者（以下、
「媒体事業者」という。）が協働して当該会員に共通する利益を図る活動を行い、
自動車買取事業（下取を含む。以下同様。）に係る競争環境の適正化を図ることにより、
顧客への不当な勧誘を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択、及び
一般消費者が安心かつ安全に契約できる環境を整備することに資するとともに、
自動車の取引の公正化を図り、もって国民経済の健全な発展と自動車買取事業の
健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車買取事業に関する標準約款の制定及びその監修制度の運用
- (2) 自動車買取事業に関する倫理綱領及び行動規範等の制定並びにそれらを
遵守する仕組みの制定及び運用
- (3) 不当な自動車買取に係る審査及び措置
- (4) 自動車買取事業に関する調査及び研究
- (5) 自動車買取事業に関する行政施策の実施に対する協力
- (6) 自動車買取事業に関する情報提供及び指導
- (7) 自動車に関する法制及び税制の調査並びに研究
- (8) 自動車の流通に関する調査及び研究

- (9) 消費者からの自動車買取事業に関する相談の処理
 - (10) 消費者からの自動車買取事業に関する被害相談処理体制の確立
 - (11) 消費者に対する自動車買取事業の広報
 - (12) 自動車買取事業に係る消費者からの被害相談を無くす措置
 - (13) 消費者に対する自動車買取に関する知識の提供
 - (14) 自動車買取事業に係る消費者の保護に関する措置
 - (15) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は法人若しくは団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

2 この法人の会員は次の各号をもつて構成する。

(1) 普通会員

この法人の事業に賛同して入会した個人又は法人若しくは団体

(2) 特別会員

この法人の設立趣旨に賛同し、積極的にその役割を果たす意思をもつて設立時に入会した個人又は法人若しくは団体及び設立後にこの法人の目的を推進するため必要があるとして特別会員が推薦した普通会員であつて、理事会において承認された者

3 前項第2号の特別会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の条件及び資格の取得)

第6条 この法人の目的及び事業に賛同し、下記の条件をすべて満たした者を会員とする。

- (1) 自動車販売又は自動車買取を行う事業を行う事業者、あるいは媒体事業者であること
- (2) 前号の事業を行うにあたり、法令によって定められた手続きを漏れなく終えている事業者であること
- (3) 過去5年以内に、所轄官庁及び適格消費者団体による是正命令等をうけていない事業者であること
- (4) 過去5年以内に、社会通念又は取引慣行に照らし、不適切な行為により取引先から取引の一部停止又は全部停止の処分をうけていない事業者であること

- (5) 過去5年以内に、第10条第1項第3号の規定に基づきこの法人から除名の処分をうけていない事業者であること
 - (6) この法人で定めた開示項目（業績や帳票など）を開示できる事業者であること
- 2 前項の条件を満たしていない事業者であっても、理事会の決議が得られれば会員になることができる。
 - 3 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し理事会の決議を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の会員は、総会において別に定める入会金及び会費等を納入しなければならない。

（任意退会）

- 第8条 会員は、退会理由を付した所定の退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとする。
- 2 会員は、前項により退会しようとするときは、納入すべき会費、負担金等で未納のものは、完納しなければならない。

（会員の権利の停止）

第9条 会員が第43条第1項第2号の規定により第三者委員会より勧告を受けたときは、理事会の決議により、当該会員に対し、期間を定めてその権利の停止（法人法上の権利を除く。以下同じ。）をすることができる。

（除名）

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、特別会員は総会の決議、普通会员は理事会の決議により、除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 第三者委員会により第43条第1項第3号の規定による勧告があったとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該会員に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により総会において特別会員を除名する場合は、当該特別会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 第8条及び前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) すべての特別会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 資格を喪失した会員は、既に納付した会費等その他のこの法人の資産に対して何らの請求もすることはできない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納付した入会金、会費その他の金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 この法人は、普通会员及び特別会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。特別会員の会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所、又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額の決定
- (2) 特別会員の除名の決定
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 すべての特別会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する特別会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは他の理事が総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所並びに目的である事項及び内容を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、特別会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会に出席した理事が議長となる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての特別会員の議決権の過半数を有する特別会員が出席し、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての特別会員の半数以上であって、すべての特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 特別会員の除名の決定
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が選任予定者数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に選任予定者数に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第20条 総会に出席できない特別会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定により議決権を行使する場合は、第19条の規定の適用については、当該特別会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は特別会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が特別会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 理事のうち、1名以上3名以内の副代表理事を置くことができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 特別会員である法人又は団体の役員
 - (2) 前号に掲げる者以外の者であって学識又は自動車に関する経験を有する者、自動車の売買に関する経験を有する者、広告事業に関する経験を有する者、消費者問題に関する経験を有する者、理事が推薦し理事会の決議が得られた者
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、この法人の重要な事項について、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問及び相談役の任期は1年とする。ただし、理事会で別段の決議がされない限り、再任されたものとみなす。

(損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に定める額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

- (4) 事業計画の決定
- (5) 収支予算の決定
- (6) 会員の入会審査
- (7) 会員の権利の停止又は普通会员の除名の決定
- (8) アドバイザリーボード（諮問委員）の選任及び解任

（招集）

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所並びに目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会に出席した理事が議長となる。

（決議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（委員会）

第39条 この法人の事業の円滑な運営のため必要があるときは、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関する事項は、理事会が定める。

第7章 第三者委員会

(任務)

第40条 この法人に、第4条第3号に掲げる不当な自動車買取に係る審査及び措置を厳正かつ公正に実施するため、第三者委員会を設置する。

(構成)

第41条 第三者委員会は、その審査及び措置の決定の中立・公正を期するため、会員及び会員に關係する者以外の学識経験者をもって構成する。

2 第三者委員会の委員は、3名以上7名以内とする。

(対象)

第42条 第三者委員会で審査する対象は、会員が行った不当な自動車買取を対象とする。

(措置及び実施)

第43条 第三者委員会は、当該会員が行った不当な自動車買取に関し、その重大性・多発性・広域性・対応姿勢あるいは社会に与える影響等を勘案し、次のいずれかの措置を取ることができるものとする。

(1) 当該会員に対し、改善を勧告する。

(2) 理事会に対し、当該会員について権利の停止が相当であると勧告する。

(3) 理事会に対し、当該会員について除名が相当であると勧告する。

2 その他、第三者委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

(勧告の尊重)

第44条 理事会は、前条第1項第2号、第3号に基づく第三者委員会の勧告を尊重する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配制限）

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは国若しくは地方公共団体又はこの法人の目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局）

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局及び職員に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 附則

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。